

第5回 大東市人権擁護施策推進審議会 会議議事録

1. 開催日時 令和6年12月23日(月)
午後1時30分から3時20分まで

2. 開催場所 大東市役所 南別館 会議室

3. 出席者

審議会委員

- ・第1号委員(学識経験者) 石元 清英 委員(会長)
- ・第1号委員(学識経験者) 内田 龍史 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 松川 正義 委員(欠席)
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 西井 哲也 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 中井 和真 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 西林 徹 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 大田 千洋 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 萩原 清 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 久世 芳之 委員(欠席)
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 中井 克之 委員(欠席)
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 山本 光一 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 萩原 美紀 委員(欠席)
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 北井 孝典 委員
- ・第3号委員(市長が必要と認める者) 川本 和弘 委員

事務局

- ・人権政策監 佐々木 由 美
- ・市民生活部人権室長 田 口 誠
- ・市民生活部人権室主査 大 保 一 真
- ・市民生活部人権室係員 岩 本 大 樹
- ・市民生活部人権室係員 大 野 裕 子
- ・教育委員会事務局学校教育政策部指導・人権教育課主査 森 原 正 義

4. 案件

- ・議事(1)大東市の部落差別(同和問題)に関する市民意識調査について
- (2)部落差別(同和問題)に関する人権教育・啓発冊子の原案について

5. 配布資料

- ・会議次第
- ・委員名簿

- ・大東市人権擁護施策推進審議会規則
- ・大東市部落差別（同和問題）に関する市民意識調査 結果報告書 最終案
- ・大東市部落差別（同和問題）人権教育・啓発冊子原案

6. その他 傍聴希望者 0名

発言要旨

1. 開会

2. 事務局あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 議事(敬称略)

議事進行は本審議会の規則第3条第1項の規定に基づきまして、会長よろしくお願ひします。

会 長:本審議会については、第1回の会議で「公開」と決定していますので市民の方々に傍聴していただくこととしますが、傍聴希望者なしのため、次第に沿って議事に入ります。議事(1)の大東市の部落差別(同和問題)に関する市民意識調査に関して、事務局より説明願ひます。

事務局:大東市の部落差別に関する市民意識調査結果報告書最終案について説明。

今回説明させていただくのは、市民意識調査の結果に関する最終報告となります。お手元の大東市の部落差別(同和問題)に関する市民意識調査結果報告書の1ページの5の回収状況をご覧ください。

前回の中間報告書では回収状況については、2000人を対象とした全世代と若年層、18歳から29歳を対象に300人追加で調査を行いました。それぞれ別々に記載し、年齢区分も18歳から19歳、20歳から29歳、30歳から39歳と以下続く形で分類して記載させていただいていましたが、18歳から19歳の部分について、他の世代と比較するには回収数が少なかったため、今回18歳から29歳という区分としてまとめて記載させていただくことになります。

また300人の追加調査の結果については、18歳から29歳という区分に変更したことに伴い、2000人の調査結果のみで他の世代との比較が十分できる回収数になりましたので今回の報告書から割愛させていただきました。調査したことは事実で、調査300人分の回答、ご意見については事務局側の参考資料として今後の人権施策に活かしてまいりたいと考えます。

次に調査結果について、時間の都合上、第4回審議会で説明した部分は省略。今回追加した部分について説明。報告書54~58ページは今回の意識調査における自由記述意見の回答となります。自由意見の回答は全部で134件。自由意見については内容が重複しているものや紙面の関係上、一部を抜粋した上で掲載し、内容については、大きく7つに分類しています。まず一つ目は、意識調査そのものへの意見、2つ目は部落差別のこと、問題そのものへの意見、55ページから56ページをご覧ください。3つ目は部落差別(案)問題の体験で自分に関する部分、4つ目は部落差別問題の体験談、自分以外、5つ目は57ページ、部落差別などの問題の教育啓発について、6つ目は48ページ、市政への意見や批判等、7つ目はその他の意見を掲載。

性別、年齢層については、意見の最後に括弧書きで記載。

次 59 ページから今回の意識調査の結果をもとに、本審議会の会長と委員に、調査結果から見える大東市の部落差別（同和問題）における現状および今後の課題について分析していただいたものとなっています。最後の 80 ページに、今回実施した意識調査の調査票を掲載しています。以上が今回の意識調査に関する結果報告書の最終案となっています。また今回の審議会で出たご意見についても、反映した上で報告書として最後の完成を目指していく予定。よろしくお願いします。説明は以上。

会 長：ありがとうございました。この報告書案は前回も議題にあがり、前回から新たに付け加えた部分の説明がありました。全体を通して気づいた点などご意見願います。

委 員：自由記述の中での抽出について、全体の流れで抽出するにあたり、何かこういう考え方で選んだとか、もしあれば教えていただきたい。もう一つは、調査報告に対する分析について、所々でもポイントでも解説していただきたく思います。

会 長：1 点目について、事務局より説明願います。

事務局：今回選んだ基準について、前回の中間報告の時、少し触れた部分もあるが、例えば同和対策が続いているとか、アップデートできてない意見が大きく目立ち、確認していく中で具体的に意見を書いていた方がどこまでわかっているのか疑問に思った部分もあり、そういったものを取り上げさせていただきました。

またそれぞれの体験談でも就職であったり、結婚の話であったり、今もそういう意識が残っている部分など、特徴的なものに関して披露させていただき、内容が重複している部分については割愛し、特徴的なものを掲載しました。全て細かくは記載していません。説明は以上。

会 長：優遇策のようなものが現在行われているという記述があったのは事実です。市のコメントを入れる必要がある。単に掲載するだけだとこれを読んだ人は、そのままのイメージを持つので、例えば公務員の優先採用が今もあるのかとかという危惧が出る。

事務局：前回の令和 2 年の意識調査の時は、自由意見に関して特に掲載はしていない。

今回の報告書を見るだけではそのまま捉えられて、残ってしまう可能性があるかと思います。書くとなると自由意見のところに書くのか、分析いただいた市として最後の報告分析部分に書くのか、市の最後の意見と委員の皆様からいただいた意見を総括として書かせていただくことについて検討させていただこうと思います。

会 長：自由記述が出ているところで書いた方が、離れたところで書くよりもよい。両方見るとは限りらない。一方だけ見て、他は見ないとなるかもしれないのでご検討いただければと思います。また最後で、調査からこういった点が見えてきたのかは、他の案件が出た後で述べます。

58 ページ、6 番目のところで 5 つ、他 8 件あったというところで気になったのは、「公務員の同和枠がありますよね・・・」という記述で、グラフの中で、優遇措置をやめてほしいという意見があるので、2002 年に特別施策は終了しているというコメントが必要と思う。

他 8 件は、似たような中での取り上げなのか、あるいは他 8 件はこれよりも記述が多くてこれになったのか。どう抽出しましたか。

事務局：一言で書いてある意見が多く、具体的に書いてあるのを拾った形になっている。

会 長：これについては、どういうコメントをつけるのか、選択の仕方を選定することについては、事務局と会長に一任ということでよろしいか。

委 員：意識調査結果が公表されるタイミングと啓発冊子が公表されるタイミングは同じか。

事務局：公表されるタイミングは今のところ同じタイミング。

委 員：同じタイミングなら、報告書に啓発冊子を読んでもらえるように促す記述を入れておいた方が、多少さきほどの危惧もなくなると思う。

事務局：承知しました。

会 長：他にご意見ないようでしたら、今回の調査の特徴的なところを指摘していきます。

まず 22 ページからは、同和問題に関する様々な意見や考え方について、どう思うか、性別年齢別で示したもので、従来からこうした同和問題に関する意見や考え方について、明らかに間違った考え方、例えば寝た子を起こすな、身元調査しても問題ない、そうした人権の視点からみて間違っている意見や考え方を肯定する年齢層は、年齢が高い人ほど多いのが従来からの傾向。

今回も同じような傾向は見られるが、中には 22 ページの上の段の右の方で、結婚に際して相手の出身が同和地区かどうか調べても問題はないという意見を肯定する回答、そう思う、どちらかといえばそう思うを見てみると、例えば 18 から 29 歳が 33%、30 代も 32%ぐらい、70 代も高い。従来だこうした考え方を肯定する割合は、年齢が若い人ほど少ない傾向であるが、今回表れていたものは高齢者も高く、同じかあるいは上回るぐらい若い年齢層で高くなっているということが見られた。

同じことは 23 ページのオで、土地購入や引っ越しに際し、同和地区かどうか調べても問題ないとする回答は不思議な結果と言える。例えばそれを肯定する回答は、18 歳から 29 歳で 61.6%で 6 割を超えていて、70 歳代の場合は 4 割ぐらい、80 歳以上は 3 割程度、30 代でも同じように 6 割ぐらいになっている。

住む場所が同和地区かどうかを調べても問題ないという回答は、若い人で多く見られる。また 23 ページの右下で、フ、差別されたくなければ同和地区以外に引っ越せばよい、これらの差別の原因は、差別する側ではなくて、当事者に求めるような考え方ですが、これについては特に 30 代で非常に高くなっているのが分かる。

次にケ、24 ページの左上、マスコミはもっと同和問題を取り上げるべきだという考え方は、確かに肯定する意見は若い人が多いが、そう思わない割合も多い。若い人ほどよく理解している、意識が高いというような結果にはなっていない。

また 65 ページを見てください。今回は同和地区と聞いて、どのようなイメージが頭に浮かぶのかを聞いています。表の左側上からみて、優しい・こわい、どう思うか、明るい・暗い、開放的・閉鎖的、それぞれ答えた人が問 7 で、新しい住まいを選ぶ際、同和地区の物件を避けるかどうか聞かれた場合、避けると思うと答えた人の割合を示している。

そうすると、優しいこわいだと、この同和地区に関して「非常にこわい」というイメージを持っている人で、物件を避けるという回答が非常に高くなっている。同様に「暗い」というイメージを持っている人の方が、同和地区内の物件を避けると答えている割合が高い。同じように「閉鎖的だ」と考えている人の方が避けるという回答が多い。

問 8 は、同和地区出身者との結婚を家族から反対されている親戚がいて、その親

戚からその相談を受けたら、あなたはどうかを聞いている。結婚は慎重に考えた方がいい、と答えたのは「こわい」と答えた人で割合が大きい。

他はそんなに大きな差はない。その相談に対して結婚しない方がいいという回答は、「こわい」と答えた人、あるいは「非常に暗い」と答えた人で、とりわけ高くなっている。同和地区に対するマイナスイメージを強く持っている人の方が当然と言えば当然ですが、忌避意識が非常に強いという結果が出た。

次に 66 ページをご覧ください。問1で今の時代でも家柄や家の格は大事だという考え方について、肯定した人と否定した人、また物事を決める際に占いや方角は参考になる、という意見に対して、そう思う、そう思わないと答えた人、それぞれが先ほどと同じ。新しい住まいを選ぶ際に、同和地区内の物件を避けるかどうかいうことで見ると、今の時代でも家柄や家の格は大事にすべき、という考えの人は避けると思うと答えている人が多い。占いや方角が参考になると、答える人もやはり避けると思うと回答が多い傾向が見られた。

結婚についても、結婚は慎重に考えた方がいいという回答や結婚しない方がいいという回答が、家の格を大事にすべきだ、あるいは占いや方角は参考になるといった意見を肯定する人ほど、多い傾向が見られた。

問 9 は、差別の原因は差別される側にあるとか、同和地区の人は生活の様々な面で優遇されている、差別されたくないなら、同和地区以外に引っ越せば良い、それぞれに意見を肯定する人の方が、同和地区内の物件を避けるかと答えていたり、あるいは結婚の相談で、親戚からの相談に対して非常に消極的な対応をする傾向が見られた。

67 ページも同様で、家柄や家の格を大事にすべきだ、物事を決める際占いや方角は参考になると答えた人ほど、例えば結婚に際して相手の出身地が同和地区かどうか調べても問題がないという意見を肯定する傾向が見られた。

同様に問 9 では、同和問題は自然となくなる、寝た子を起こすなを肯定する人、差別の原因が差別される側にあるという意見、同和地区の人は生活の様々な面で優遇されている、差別されたくないなら同和地区以外に引っ越せばいい、それぞれの意見を肯定する人の方が、こうした身元調査やその土地が同和地区かどうか調べることは問題がないと考えていたり、あるいは同和地区の人々は優遇されていると見ていたり、行政が同和問題に取り組むことがかえって問題の解決を難しくしているという意見を肯定したり、差別されたくないなら、同和地区以外へ引っ越せばよいという意見を肯定するというような傾向が見られた。

同和地区に対するイメージ、マイナスイメージを持っている人に、現状をどう伝えていくのか、また優遇されていると誤解をしていたり、あるいは寝た子を起こすなを肯定していたり、何もしなければ自然となくなっていくというような考え方を肯定している人の方が、忌避意識が強かったり、差別的な考え方、意見を肯定する傾向にある。

そうした考え方を持っている人たちに、そういう見方、考え方はどう間違っているかを伝えることができるような教育啓発をしていく必要があるのではないかと思う。

先ほど今の時代でも家の格や家柄を大事にすべきだという考え方や物事を決める際に占いや方角は参考になるという意識が強いのは、若い人は少ないというふうに思われがちだが、4 ページを見ると、左上、今の時代でも家柄や家の格を大事にすべき

だという考え方を肯定する回答で、そう思うとどちらかといえばそう思う、を足したもので、18 歳から 29 歳は 16.7%、30 代は低く、40 代は 15.9%、70 代 80 代よりも高い。つまり家柄や占いを重視するという考え方は、高齢者で多いと思いがちだが、今回の調査では、年齢の若い人でもこだわる人がいる。

その下のウで、物事を決める際、占いや方角が参考になる、と肯定する回答が一番多いのが 18 歳から 29 歳で 31.7%。これは大東市に限らず、NHK の放送文化研究所が行っている調査でも、占いを信じる人が若い人に多かったり、来世があるということを知るのも若い人に多いという結果が出た。先ほども触れたが、家柄や占いと忌避意識が結びついている面があるので、若い人にその割合が多いのは問題で、人権教育の課題となってくる。全部ではないが説明は以上。

委員長：会長と重なる部分は多いが、それぞれの視点で書かせていただいた。68 ページの図を見ると、非常に大きな課題が見えてくる。

20 代 30 代は同和問題を知らないという割合が突出している。10 代を分けて分析しているが、これをどうするかは、あとで相談させていただく。69 ページの図では、数字で照会。図にすると、知っている人に限った教育の経験で、40 代 50 代では小学校、中学校ではそれなりに教育を受けている。知っている人でも、20 代 30 代に対して、同和教育をどうアプローチしていくかということが重要。

70 ページでは、30 代くらいの人たちのイメージは、全体として知らない人が多く、知っていたとしても、学校でちゃんと習っていなくてイメージとしては非常に悪く、かなり目立っている。72 ページ、73 ページを相談件数の続きで示しているが、アスタリスクがついているものは統計的にいろいろな差がある。同和問題の意識を聞いているが、相関係数を見て、同和問題の意識は若い人ほど良い傾向が見られるが、一つだけ違うのは先ほど会長からも説明があったが、土地の購入や引っ越しに対して、同和地区かどうか調べても問題ないとするのは、実は若年層の方が肯定的で、ダメという回答してほしいが、忌避的な意識が高いのも 30 代となっている。30 代問題がある。

同和地区に関して、イメージが悪い人は、人に対してのイメージは関係ないが、結婚に関しては、優しい・こわい、こわいイメージの人は結婚を反対する傾向。否定的な話を聞いたことがある人の方が、同和地区の土地の忌避的なイメージ、マイナスイメージによる否定的な言動をどう防いでいくのかが重要。

また学校教育との関係で、居住忌避、結婚意識に関しては学校教育を受けたかどうかの相関はあまり見られない。これは前回審議会で発言したが、どんな内容かが重要だろう。部落の人たちのたくましさを感じたなど、学校教育の中で新たな内容を認識されている方は肯定的。現状全然楽観視できないという結果が出ている。

会長：ありがとうございました。今の分析編の説明も含めて何かご意見ありますか。

委員：同和問題の意識調査は今回部落差別解消推進法以降、大東市として画期的な調査で、全国的にも非常に珍しいと思うが、二人の先生方が今までで他の自治体の意識調査と今回の大東市の結果を見て、他の自治体と比べて、特徴的なこと、大東市はこういうところがあるなど感じたことがもしあればお聞かせ下さい。

もう一点、山口県人権啓発センター川口泰司氏がよく言われている、学校教育でずっと積み重ねてきたものがネット上の非常に深刻な部落差別の発信によって崩されて

いる。せっかく積み重ねてきた人権教育の成果が、もうネット上の今の状況によって壊されてしまう。

先ほど若者の傾向みたいなものが危惧されるようなところがあったので、何かそういうところが特に 30 代も含めてそういうような影響もあるのかどうか、併せてお聞かせ下さい。

会 長：今回の調査は同和問題にテーマを絞った様々な多岐にわたる設問があるが、他市で行っている人権意識調査も多様な人権課題をテーマにするので、重なる部分もあり、同和問題についても設問を設ける。大東市の特徴は、生活実態調査は地域差が割と出るが、人権意識調査は、そんなに地域差が出ない。少なくとも関西圏の人権意識調査は大体似たような結果になっている。またインターネット上の様々な書き込みの影響は、結局は自分が学校で習ってきたこと、学校卒業してからいろいろなメディアを通じて獲得した情報で、インターネット上の書き込み、特に差別的な書き込み、差別を助長するような書き込みを批判する力になっているかどうかということです。批判する力になっていれば問題はないが、今回の調査でも具体的な差別的な発言、誤解や偏見に基づくような発言に出会ったとき、どう思ったかを聞くと、その通りと思ったとそのまま受け入れたり、そういう見方もあるのかと反発も感じないという人が数多くあった。そういう点で言うと今ご指摘になったような危惧が大きいと思う。

要するに誤解や偏見に基づくような発言に出会うということが実際にあるというのが今回の調査で明らかになった。その時にそうした発言に対して疑問や反発を感じないという人もかなり多い。これらは教育啓発の課題は非常に大きいと感じた。

30 代で住宅の忌避意識が特に強いというのは、30 代ぐらいが広いところへ引っ越そうかと現実的な問題があるので、そういう計画や予定がない場合は建前で回答するが、実際に考える段階で忌避意識が出てしまうととなると大きな問題です。以上。

委 員：傾向としては他の自治体と似通っている。

74 ページでは、トラブルに巻き込まれたくないからという回答が多い。理由わからないが何らかのトラブルが起こりそうだという認識がなされている。中身は分からないが、こうしたイメージを払拭するのは本当に問われている。差別する人はいろんな理由をつけて差別している。中身はよくわからないがトラブルに巻き込まれるだろうと思っていることが想定されてしまう。

会 長：今指摘があったトラブルに巻き込まれたくないという項目は、他市では選択肢として設けなかった。ここで入れてみたら非常に割合が高かった。多くの人は、部落というところは閉鎖的でややこしいところだからややこしくなるといふ思い込みですかね。具体的なイメージを持っていない人がほとんどだと思います。実際の部落の実態を知らない人が多くて、マイナスイメージだけが膨らんでしまう。
他にどうでしょうか。

無いようでしたら、議題 1 は終えて、その次 2、部落差別同和問題に関する人権教育啓発冊子原案について、説明よろしくをお願いします。

事務局：大東市より部落差別（同和問題）に関する市民意識調査並びに人権教育・啓発冊子作成を受託していますコンサルタントです。

まず説明の前にお詫びですが、本日の審議会の開催にあたり、円滑な審議を行っ

ていただけるように、事務局より事前に資料を配付しましたが、人権・教育啓発冊子の記載について、誤字・脱字・用語の不統一、空白等が多々あり、重ねてお詫び申し上げます。

本日は再度、お手元の右上に「第5回大東市人権擁護施策推進審議会資料」と付した資料を、本日の審議会の正式な資料として配付しています。修正箇所は赤字で表記しています。事前配付の資料の構成や中身は変更なしですので、ご審議の程よろしく願います。

それでは、「部落差別（同和問題）人権教育・啓発冊子」について、現在の策定作業の方向性や内容などについて説明します。

事前に資料配付の、前回審議会からの大きな変更点等を中心にご説明します。

なお、本日は今後の審議会や冊子スケジュールを鑑み、最終的な冊子作成に向けて、冊子の構成（次第）・盛り込むべき項目、内容について、固めていきたいと考えます。

また、本日の冊子案の図柄やイメージなどは最終ではなく、委員の皆様のご意見を聞き、事務局で最終的に詰めていきますので、この点についてもご了承くださいと思います。

前回10月21日の第4回審議会までのご意見を踏まえ、大きくは5点変更しました。本日は50ページ余りを提示しています。主に構成・冊子の特徴等について説明します。

1点目については、表紙キャッチコピーについて、6月の第3回審議会で事務局から9案の提案がありましたが、今回、冊子の概ね全体案を提示できたことから、キャッチコピー案として、前回の第4回審議会で、ご意見をいただいた「～あなたの疑問に答えます～」と掲載しました。先ほどの議事で説明のあった市民意識調査結果を踏まえ、反映した啓発冊子であること、また研修冊子としても活用できるものとして、読み手が入りやすく・分かりやすい、加えて大東市としてこの冊子に込める思いを訴えるキャッチコピーでもあると考えています。

また、表紙については本日4枚・4案ご提案していますが、1枚目2枚目が、言わばこれまでの行政が作成するこれらの冊子でよくあるパターンで、オーソドックスなものとして提案しています。3枚目4枚目が大東市のマスコットキャラクター「ダイトン」と人権啓発ネットワーク大東のマスコットキャラクター「はぴくる」を一緒に掲載し、親しみやすさを感じていただけるようなイメージを、表紙から醸し出したいと考えます。

次に2点目については、冊子の次第の掲載の仕方です。これも第4回審議会でのご意見を受け修正。

1ページ「はじめに」では、前回と同じくまずはこの冊子への入り方、使い方を紹介。最初に3ページから簡潔にまとめたQA、現在22問、そこから読んでいただきたいと案内しています。

次に2ページ目では、前回はQAと本体の目次をまとめて掲載する形で、委員より「目次だけで3ページもあればそれだけで興味がそそらないのでは」、との意見を受け、2ページのようにまずはQAの目次だけを掲載し、3ページ以降に22問のQAを、そして少しめくって12ページで本編の次第を改めて掲載する形に変更。

2部構成とし、最終60ページ以上となることが想定されるこの冊子を、全て読んで頂くというイメージで作るのではなく、少なくともQAを、まず読んでいただき、興味のある・もっと知りたいことに対して本編にジャンプして読んでいただく形にしています。

次に3点目については、この冊子の最大の特徴として、他の自治体の同様の冊子に類を見ないと思いますが、大東市の強い思いとして、親しみのある・読みやすいものとするために、可能な限り、先ほど表紙の案でも触れました「ダイトン」と「はぴくる」のかけ合い・しゃべくり調による構成にしています。

最終的には本編については、説明文は通常の文書、いわゆる「です、ます調」にして、文中にダイトンとハピくるが掛け合いをするという案も事務局ではあるのですが、現時点では、ほぼ全ての項目について、かけ合い・しゃべくり調で示しています。

もっとこの冊子に入り込みやすい、わかりやすい、やわらかい表現があるのではないかと考えていますが、御意見を頂ければと考えます。

冊子全般で「ダイトンが勉強したい役・質問役・生徒役」、「はぴくるが答え役・教える側・先生役」としています。

例えばP3のQ1では、ダイトンが「同和地区に対する差別意識はまだ残っているの?」。A1としてはぴくるが「残念だけどまだ残っているんだ」と。

なお、QAの順番についても前回の審議会で御意見をいただきましたので、2ページ、前回Q15がQ1になっておりましたが、市民意識調査の結果を踏まえ、市民が知りたいこと、いまどうなっているのか?という視点から構成を変更。

また5ページですが、Q6について、若い世代の差別意識の変化についての記載が必要との考えで、前回から追加。

次に4点目について、1ページの下をご覧ください。「用語についてのお知らせ」として、今回の冊子では、いわゆる部落差別解消法での記載に準じて、支障のない限り、これまでの「部落差別(同和問題)」としていた表記を、「部落差別」で統一して表記することにしました。これは第3回の審議会でも議論がありましたが、この方向で行きたいと現時点では考えています。

最後に5点目について、本編の構成で第4回審議会でいろいろと御意見をいただきました。12ページ目で、前回までは目次として、1、QA 2、意識調査の集計結果 3、人権とは、差別とはなんでしょう 4、部落差別問題の歴史 5、部落差別の現状と課題 6、参考資料 としていましたが、その後検討した結果、市民が知りたいこと、大東市として知っていただきたいことを重視した順として、またわかりやすく大東市の取り組み、歴史的な時系列での記載も盛り込みました。また、関連するイラストや写真やデーターなども、可能な限り盛り込んでいきたいと考えています。

繰り返しになりますが、本日お示ししている冊子の構成・内容を基本として、全体図案、QAのジャンプ先の内容精査、ダイトンと、はぴくるの配置・絡ませ方、随所で空白となっているイラスト・写真の挿入、また文書表現、文字の大きさなどは、最終的に読んで・見て・活用いただける市民目線にたって、今後事務局で詰めていき、次回の審議会で最終案を示してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。説明は以上。ご審議の程、よろしくお願いします。なお、大東市から追加の説明があればお願いします。

事務局：補足説明ですが、第４回審議会では骨子案は目次とＱ＆Ａの羅列でしたが、今回はページ数を重ねたものを見ていただくこととなりご負担をかけました。

原案を作るときに前提として、まず第４回審議会でご意見の中で特徴的な１ページが重たい、読みにくい、最初に関いた時点で誰が見るのか、誰が続きを見ていくのかという意見がありましたので、全体を通して１ページ、１ページを軽くして読み手に負担がない分量にしました。

次に市民の皆様にも読んでもらいやすいものにするということで、その文言、表現、文末は全てですます調で丁寧にすると行政が作る堅苦しいものという印象があったので、今回だいたい砕けた表現になっています。

作ってみて見直して、全て砕けすぎるとメリハリがないのではないかと事務局の中でも意見があり、バランスをどう取るかは、委員の皆様のご意見をいただければと思います。

かけ合いの部分について、字ばかりの説明なので、事務局で、何をかけ合いにするかは、小学校中学校の参考書のイメージを参照すると、文字や文章があって、四角の囲みなどで特徴や覚えてほしいこと、意識してほしいことが書いてあり、この冊子に関しては、結局何がわかればいいのか、何を知ればいいのか、皆さん疑問に思うことなど、そういう部分をかけ合いで、特徴を出して書いていきたいと考えています。

最後に、先ほどありました３６ページの皆さんはどう思うかの部分で、教育啓発冊子という建前で、事務局として作っている。研修の資料の形として使ってもらいたい。研修の教科書テキストとして使っていただきたいと考えているので、研修で使えるようなエピソードを紹介させていただきたい。

皆さんに意見を振りやすい形の事例を直接書くのも一つですが、直接的な事例ではなく、エピソードみたいなものを掲載させていただき、話を振りやすく、活用しやすいようなものにしたいと考えています。順番は極力市民の皆様がどれが知りたいかというのを順番に並べさせてもらいましたが、見る人によってはこの順番の並べ方だとかかしいとか、ここはもっと掘り下げた方がよいなどのご意見多々あると思いますので、そこを含めて今日ご意見をいただければと思います。説明は以上。

会長：ありがとうございました。教育啓発冊子について説明がありました。

委員の方に目を通してもらい、いろいろと感じられたことがあると思いますが、ご意見出していただければと思います。

委員：いくつかありますが、大きなテーマで(４)、１８ページ真ん中あたり、２００２年(平成１４年)３月の法律がなくなり、「厳密に言えば現在同和地区は存在していない」という解説は大丈夫か。以前、「旧同和地区」などの言い方もあり、同和地区はもうないということではなく、ありますという反論を見たことがある。

部落差別解消推進法は同和地区を対象とした対策の法律ではないので、同和地区という使い方がされず、部落差別とは何かの定義もできていない。このあたりの問題が気になります。市民がこれを見たときに、同和地区が存在していないというのは、部落差別はもうないというように受け取るかもしれない。現実には差別される地区があるので、表現が気になります。他にも例えば１１ページ、ＱＡ２０の明治時代の身分制度の廃止やＱＡ２１の水平社宣言の解説で、「同和地区の人々、住民」とあるが、当時同和地区

という言葉は多分ない。

事務局：事務局から送ったもの（旧）が同和地区となっていない。

差し替え冊子では、11 ページの分に関しては修正済である。

委員：この冊子は僕はすごくいい冊子だと思う。よいものを作るのは大事と思うが、デザインレイアウト、見せ方をもっと工夫できないのかなと思う。色味とかはこれからまだ変わるとのこと、見せ方を工夫してどういう入り方をしたら、読んでもらえるか、その見せ方はすごく大事と思う。両方読んで引き込まれていくような読みやすいものがよい。予算の関係もあるかと思うが、もっと見やすくするか工夫ができるのではないかと思う。教科書でなくても、新聞の解説などの感じて、このかけ合いはすごくよいと思う。

会長：同和地区は法律がなくなり、旧同和地区という表現は誤解を生む。同和地区は通りやすい用語である。確かに厳密に言うと、同和地区は同和対策事業の対象地域として指定された部落のことですから、法律がなくなっても意識調査でもある通り同和地区という言い方はします。ただ混乱するのは確かなので、被差別部落で全部統一するとしてもよい。これは宿題にする。

会長：他にいかがですか。

委員：地域情報誌のデザインを担当しているが、気になった部分は、例えば 1 ページ目、大東市のマスコットキャラクターダイトンとはぴくるのかけ合いで、はぴくる（イラスト）が横に間延びしている。これが 15 ページからずっと続く。

また例えば 2 ページの背景が白はすごく見やすい。隣のページの緑塗りの上に黒色の文字と なる と色合いが見づらい。全体的には個人的には背景を白で文字に色をつけた方が見やすいのかなというのと、文字を大きくするとページがズレこむので、行間を調整するとよいのでは。段落がそろっているページとそろっていないページがある。段落は揃えたほうが良い。読みやすさも変わってくると思うので、考えてもらいたい。かけ合いはすごく良いと思う。

委員：大東市代表のダイトンのかけ合いにおいて、大東市のことをよく知らない位置づけは、大東市のイメージキャラクターとしてどうなのか。

事務局：ありがとうございます。このご意見は事務局でもあがっている。

はぴくるは、人権啓発ネットワーク大東から誕生し、人権の代表なので詳しく説明している。ダイトンはおっしゃっていただいたように、大東市のマスコットキャラクターですが、大東市の広報誌の方でも市民の皆様と一緒に勉強していこうとか、一緒に学ぼうっていう立ち位置になっている。ダイトンが全く何も知らないという誤解されないような書き方で、今回一緒に市民の皆様とご一緒に勉強していく学ブリーダーというスタンスで、デザイン性やコメントについてはもう少し事務局で検証して参ります。そのご意見が大きくならないようにしていきたいと思います。

委員：大東市を代表するというイメージのダイトンが、今現在大東市の歴史で何も知らなかったという位置づけは問題ないのかという疑問です。

事務局：ダイトンが全く知らないという勘違いされるような書き方は極力減らします。一緒に学んでいく、一緒に学ブリーダーとする立ち位置で登場できたらと思う。

会長：提案ですが、QAのかけあいのキャラクターをとところどころ入れ替えてもよいのでは。またキャラクターは性別がないと思うが、色から見て、はぴくるは女性のように見える。女

性が泣いたり、怒ったりしているように見えて、ジェンダーの決めつけのようになっているという誤解を招くのではないか。例えば違うページで入れ替えてもよいのではないか。

事務局：一緒に学ぼうというスタンスで、ここでかけ合いの形になるので、先ほどのご意見いただいた点は事務局で検討していきます。はぴくるについては、妖精のキャラクター設定です。キャラクターの紹介なども入れながら進めていく形にしていきたいと考えている。

委員：今さらの話ですが、例えば Q&A で、QR コードを活用しながら、QR コードをかざしたら、その詳しい答えのページが見えるようにしていくとページ数はかなり削減されると思う。ちゃんとした冊子を作りながら、QRコードを活用した薄い冊子も兼ねて作ることができたらよいのでは。

事務局：ありがとうございます。QRコードを利用することも結構多くなっていますが、今回は人権室で作るのが久しぶりでこのような活用形態となっています。将来的にまた市の方で冊子を作成する際は QR コードの仕様を検討して認識して参りたいと思います。ありがとうございます。

会長：他にご意見ありますか。

委員：はい、いろいろありますが、例えば最初のQで、「差別意識は残っているの？」は、シンプルに、「今でも部落差別はあるの？」が最初の疑問に来る。差別意識はその一つであり、同和で暴くのが部落差別であるし、いろいろな事件もあるので、一番目の問いは、「今までも部落差別はあるの？」が同和を学ぶには良いと思う。

気になるのは、差別をどこからと捉えるのか、例えばQ17で、どんな差別だったのかについて、江戸時代で昔のことにあまりとらわれないようにする必要がある。昔あったこととならないようにしたい。ウエイトの置き方は、今のところを中心にしたほうがよいと思う。

細かいところでいえば、部落差別は作られたといってよいのか、結構微妙である。

貧困からの解放では、近世の被差別部落は必ずしも貧困ではないので、逆に貧困のイメージを植え付けることになる。

いつごろからあるのか、について、Q15 ではどちらかということ、江戸時代まではいろいろな身分があり、役割があり、芸能などの役割を担ってきた人たちが近代以降、皆平等にならなければならないのに、被差別部落民と一緒に住んだということで差別が生まれてきた。近代化の過程で身分が再編され、差別が作られたと、主張しておいた方がよいのではと思う。

また大東市の記述がない。最後に、可能であれば、歴史的な過程で被差別部落の人々がどんな役割を担ってきて、被差別部落の方々がいろんな形で差別をなくすために頑張ってきていること、ポジティブさを出すようなものをいくつか入れた方が、市民意識調査のマイナスイメージを払拭するためにも重要。

会長：構成について、以前から言っているように、歴史的な記述はいらない。今どうなっているのかが大事。江戸時代まではいろいろあって、あまり歴史について言うと、江戸時代の状態自体が今もあるみたいな誤解に繋がる。そもそも差別は法の下に平等という理念が成立してから、差別という概念が生まれたわけです。江戸時代は身分に応じて扱いを行うのは当たり前のことであった。だからそのときの差別は区別という意

味で使われていて、今のような合理的な理由なく人を取り扱うという意味合いでは使われていない。

今の差別という言葉の意味合いで使われるのは近代になってから。広辞苑では、差別が今のような意味合いで合理的な理由なく人を取り扱うこととして載ったのは1974年ぐらいから。それまでは差別というと区別という意味で使っていた。無差別爆撃とか、商品の差別化という意味合いで使われていた。厳密に言うと、前近代社会で差別という言葉を使うのは、間違いとも言えるが、そこをきちっと整理して書くのか、あまりそういうのにこだわりすぎると、伝わるべきことも伝わらないということにもなり得るので、兼ね合いを考えていく必要がある。

細かいことになるが、人形浄瑠璃について、一人で2体扱うとかで、人形浄瑠璃の源流に被差別民の人々が関わっていたという言い方はできるが、人形浄瑠璃を発展させたというのは言い過ぎ。歌舞伎もそうで、河原乞食と言われた、えたの支配下に当たる部分があるので、被差別民とは言いきれないので、整理する必要がある。

次回に改定案が出てきますので、今意見を言った方がいいわけですね。

事務局：言うただけだとありがたい。委員の皆様は多分ここはもっとこうの方がいい、細かいところは多々あると思います。3回目審議会の時のように、ご意見をいただく照会文書を送り、その後回答いただき、それらを反映させた経緯がありますので、今回審議会が終わった後も、改めて意見の照会文をお送りしますので、今日言い切れなかった部分や、実はよく見たらここを直した方がよいなど、文書でいただければ、事務局側も把握しやすいので、この後、改めて意見照会を考えています。

会 長：他にいかがでしょうか。

P7の「Q10 大東市の部落差別の差別事象はあるの？」の答えは、大東市に関わるインターネットによる差別投稿があったり、大東市で落書きがあったり、大東市で差別発言があるということか。

事務局：はい、そうです。

会 長：少しわかりにくい。

最後のP52の年表ですが、「徳川幕府開く」は違和感があり、分かりにくい。

1947⇒1960年⇒1948年となっているので、並び替える。

委 員：1975年 部落地名総監→鑑の漢字へ修正して下さい。

事務局：修正します。

委 員：全体のイメージの中で、それぞれページで同和地区とあったり、部落差別とあったり、被差別部落とあったり、使い分けについて、例えば部落差別（同和問題）QAで若い人はどう理解するのか。インディアンの例を見ても種族や部落という言葉が普通に出てくるが、そういう意味での名詞の部落と、ここでいう部落差別の部落と、どうかかわるのか。歴史的な背景とかどこで説明するのか。同和地区という言葉の理解の仕方と部落差別という言葉の理解の仕方、被差別部落、部落だけを取って解放となると、何の解放なのか。同和地区、部落差別、被差別部落、ちりばめられた言葉は、どこでどうつながって、どう理解できるのか疑問に思う。皆さんどう思いますか。

会 長：はじめにのところで用語の説明を入れて、ここでは続いて被差別部落で統一するとか断っておけばよい。この案で出てきているのは部分的に手直ししたりして、余計にバ

ラバラになっている。用語の説明をはじめにしておけば、誤解はない。部落差別(同和問題)という言い方は新しい法律ができてから国がこの言い方を使っていますが、別に使わなくてもよい。決まっているわけではない。例えば大東市のこの冊子は部落問題といいますと統一してもいい。わざわざ部落差別(同和問題)というのは、厳密に言うとな変な言い方になる。言い方で全部統一する方が誤解なく伝わる。

事務局:その辺の部分に関しては、読む方が一番混乱するのが、被差別部落の話と地区のエリアの二つをどちらかになってくると思いますので、先に統一をした上で説明をした方がいいと思います。このあと読んでいただいた方が理解しやすいように、最初の 1 ページのところで用語について、部落差別で統一させてもらいましたが、地区であったり、被差別部落の説明も記載させていただければと思います。

会 長:先ほどの説明でありましたが、今日この場で指摘がなくても、照会文での意見についてその後の流れを事務局から説明願います。

事務局:後日早々に照会文をお送りします。1 月の中旬ぐらいを目処としてご意見をいただきたいと思います。

会 長:よろしいですか。これに関しましては、事務局からメールでご意見の照会があるそうですので、よろしくお願いいたします。

本日は委員の皆さま貴重なご意見を色々ありがとうございました。以上で本日の議事はこれで終了いたします。進行について事務局へ戻します。

事務局:会長ありがとうございました。

部落差別の人権教育啓発冊子の最終版については、今回の審議会でのご意見および後日改めて意見照会をさせていただき、そこでご回答いただいた内容と合わせて作成を進めてまいります。調査報告書については、今回の審議会でのご意見を踏まえ、完成版の作成を進めてまいります。

それでは、第 5 回大東市人権擁護施策推進審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

5. 事務連絡等

今後の予定について、次回の会議の日程につきましては、改めて事務局よりご案内しますのでよろしくお願いいたします。

6. 閉会

(閉会)